

生活保護基準に夏季加算の新設を求める意見書

このところ毎年のように夏季の猛暑が続き、年々熱中症警戒アラートが出される地域が広域になっています。環境省は熱中症による健康被害を防ぐため「まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。」「小まめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。」「高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。」としています。

生活保護基準には冬季加算があります。冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、基本は11月～3月の生活扶助基準に上乗せして支給するものです。夏季の猛暑が続く環境ではエアコンは必需品であり、光熱水費もかさみます。また、生活保護受給者の55%が高齢者世帯であり、障害者・傷病者世帯は25%（2025年厚生労働省調べ）に及びます。これらの方は熱中症によるリスクが特に高い方々です。

夏の冷房による健康確保は切実です。冬季加算だけでなく夏季加算を行う必要があるとともに、エアコン設置への支援も必要です。

よって、国におかれては、下記の処置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 熱中症対策からも生活保護基準に夏季加算を新設すること。
- 2 エアコン設置について支給要件の緩和と補助の増額をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月26日

白山市議会議長 中野 進